

被災者向けの支援

総合窓口を開設します

平成28年熊本地震の被災者支援に関する総合窓口を開設しています。支援に関する総合的な相談や制度手続などをご案内します。

▼必要書類

- ▽罹災証明書
- ▽世帯主名義の通帳
- ▼開設場所 役場1階特設ブース
- ▼開設時間 8時30分～16時
- ▽福祉課社会福祉係
- ☎282-11342



- 罹災証明書（全壊、大規模半壊、または半壊と判定されたもの）
- ※解体後の新築費や、被災した建物の修繕・リフォームの費用は対象になりません（所有者の自己負担となります）。
- ▽環境保全課環境衛生係
- ☎282-11604

災害ごみの仮置き場

災害ごみの仮置き場を設置します。

- ▼期間 当分の間
- ※因は搬出作業のため閉鎖
- ※天候により中止する場合があります
- ▼場所 町民グラウンド
- ▼受付時間 午前の部 9時～正午
午後の部 13時～16時

▼注意事項

- 受付で、町が発行する罹災証明書（写し可）または御船町に在住していることがわかる書類を提示してください。（運転免許証、健康保険証、公料金支払書など）
- 分別ができていない人、燃えるごみなどの、持ち込めないごみを持っている人は入場できません。
- ▼持ち込めるもの・分別
- ▽家電リサイクル品（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンなど）
- ※ブラウン管テレビは、受け付けません。
- ▽パソコン
- ▽廃家電（家電リサイクル品に含まないもの）

罹災（りさい）証明書の発行

住宅などが地震で被害を受けたことを、町が証明するものです。各種被災者支援制度等への利用には罹災証明書が必要になります。

▼必要書類

- ▽被害を受けた住宅写真（全景含む）
- ▽印かん
- ▽印かん
- ▽税金課課税係
- ☎282-11114

被災住宅応急修理制度

被災した住宅を自ら修理する資力のない世帯に対して、応急に補修する経費を補助します。どの業者でも申請可能です。

▼内容

被災した住宅の壊れた屋根・外壁等日常生活に必要不可欠な最小限度の応急修理。

▼活用できる人

- ① 次の①～③の全ての要件を満たす人（世帯）
 - ① 半壊または大規模半壊の被害を受けたこと（全壊の住宅であっても、応急修理を行うことにより居住が可能である場合はこの限りではありません）
 - ② 被災した人（世帯）が、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能であることが見込まれること
- ③ 応急仮設住宅およびみなし応急仮設住宅を利用しないこと
- ▼所得の要件・半壊

③ 応急仮設住宅およびみなし応急仮設住宅を利用しないこと

▼所得の要件・半壊

これまで、半壊の被害を受けた世帯については一定の所得制限がありましたが、「自己資力では修理できない旨の申立書」を添付することで申込が可能となりました。

▼限度額 57万6千円

▼必要書類 罹災証明書

▼修理完了日 12月13日

▽福祉課社会福祉係

☎282-11342

応急仮設住宅

自らの資力では住居が確保できない被災者に、簡単な住宅を仮設し一時的に提供します。

▼対象者

- 平成28年4月14日時点で御船町に住所を有していた人
- 今回の災害により住居が▽全壊▽大規模半壊▽半壊で住居の解体を予定している一世帯
- 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない
- 県被災者向け民間賃貸住宅借上げ制度（みなし応急仮設住宅）を利用していない
- 現在2次調査を申請中の人で、1次調査の判定区分が「半壊」以上であった人（申込の際「2次調査申請書」の写しが必要）

中小企業向けの支援制度など

セーフティネット保証4号（資金特例貸付）

地震の影響を受けた中小企業者がセーフティネット保証4号の認定を受けると、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証（保証割合100%）を利用できます。

▼要件

- 指定地域内で1年以上継続して事業を行っていること
- 原則最近1カ月の売上高が前年同月に比べて20%以上減少し、その後2カ月を含む3カ月間の売上高が前年同期に比べて20%以上減少が見込まれること
- 申請期限 9月2日
- ※延長の可能性あり
- 注意事項 当該認定が信用保証を確約するものではありません。

▽福祉課社会福祉係

☎282-11226

熊本県よろず支援拠点

震災に伴い、資金繰りが厳しくなったなど、様々な経営課題にワンストップで対応する「熊本県よろず支援拠点」が設置されました。詳細はホームページ（「熊本県よろず支援拠点」で検索）で確認ください。

- ▼期間 住み始めてから原則2年以内
- ▼申請受付時期 仮設住宅完成に伴い、順次受付（今後建設予定あり）
- ▼必要書類 罹災証明書
- ▽福祉課社会福祉係
- ☎282-11342

全壊・大規模半壊・半壊家屋の解体撤去費用について

平成28年熊本地震で被災した全壊家屋または半壊家屋の解体撤去費用の補助制度については、現在、国・県において詳細の検討がされているところです。

なお、この制度は被災した家屋（住居・小屋等）の所有者の申請に基づき、町が所有者に代わって解体・撤去を行う費用に対する補助制度であり、個人に対するものではありません。

▼申請・相談窓口 役場1階総合窓口

▼すでに解体してしまった被災家屋の解体撤去費用について

制度決定前に、すでに解体してしまった被災家屋の解体・撤去費用の取り扱いについても、町が特に必要と判断した場合は補助の対象となります。

▼必要書類

- 解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
- 解体工事に係る契約書、見積書、領収書
- 解体工事に係るマニフェスト

▼相談窓口 ☎286-13355

（9時～17時）

※当分の間は土日祝日も対応

中小企業向け支援施策ガイドブック

中小企業庁では、熊本地震で被災した中小企業者が、事業の復旧、再開に向けて活用できる支援施策の情報をまとめたガイドブックを作成しています。是非ご活用下さい。

ガイドブックは中小企業庁ホームページで閲覧できます。

▽福祉課社会福祉係

☎333-12314

御船町商会相談窓口

町商会において、相談窓口を設置し、会員・非会員問わず相談を受け付けています。

▽福祉課社会福祉係

☎282-10322

被災農業者向けの支援

被災農業者向け営農再建支援相談窓口を設置しました

平成28年熊本地震で被害を受けた農業者に対し、これからの営農再建に向けた取組みを支援するため、当面の間、総合的な相談窓口を設置します。